

青少年の SNS 利用に関する諸課題と 鳥取県青少年健全育成条例の改正の方向性について

(1) 青少年の SNS 利用に関する現状

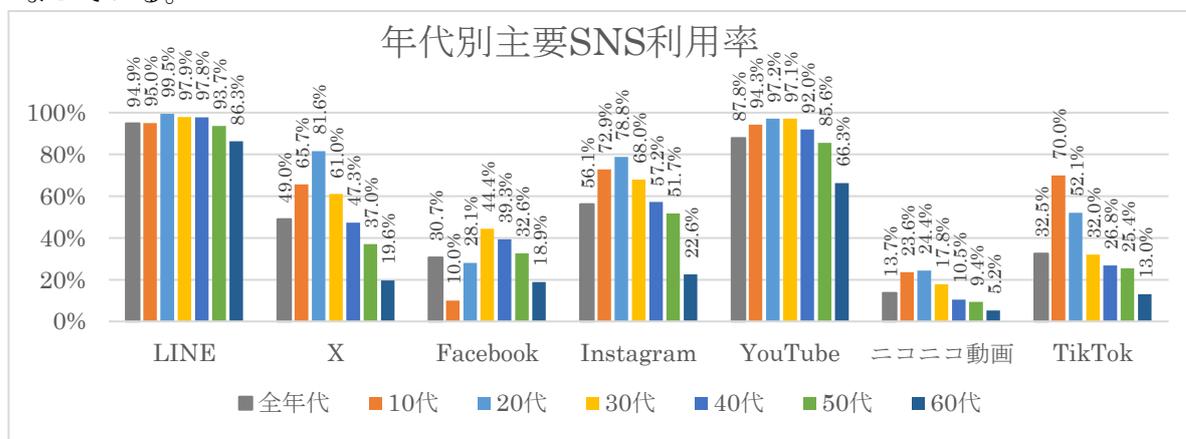
○自分専用のスマートフォンを持つ児童の割合は、小学校高学年で7割を超え、中学生・高校生では9割を超えている。また、小学校高学年の5割以上、高校生の8割以上が平日に3時間以上インターネットを使っている。

	10～12歳	中学生	高校生
自分専用のスマートフォンを持つ児童の割合	70.4%	93.0%	99.3%
平日に3時間以上インターネットを使っている児童の割合	57.3%	71.8%	81.4%

※「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」（こども家庭庁）より県家庭支援課作成。

○令和3年度鳥取県青少年育成意識調査結果によると、「一日平均どれくらいの時間インターネットを利用しているか」の質問に対し、各年代で最も高い項目は、小学5年が「1時間以上2時間未満(27.3%)」、中学2年が「2時間以上3時間未満(19.1%)」、高校2年が「4時間以上(22.3%)」となっており、全国平均に比べると長時間利用の割合が低いものの、年齢が上がるにつれて長時間利用の傾向がみられる。

○10代の主要 SNS 利用率を見ると、LINE(95.0%)、Youtube(94.3%)、Instagram(72.9%)、TikTok(70.0%)、X(65.7%)、ニコニコ動画(23.6%)、Facebook(10.0%)の順に高くなっている。



※「令和5年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」（総務省）より県家庭支援課作成

(2) 青少年の SNS 利用を巡る諸課題

○子どもたちの SNS 利用が当たり前になっている現状において、SNS に起因するいじめ・誹謗中傷、性被害、薬物利用、闇バイトへの加担などの事案が各種統計や報道において確認されているほか、長時間の SNS 利用が心身への影響をもたらしている可能性が示唆されている。

いじめ・誹謗中傷

- ・2022年に大阪府門真市で中学3年の男子生徒が自死した事案で、市の第三者委員会は、同級生が男子生徒に対しSNS上で「死ぬ」など匿名で投稿したり、男子生徒が含まれないLINEグループでの暴言など、あわせて62件をいじめと認定した。(R6. 8. 2 MBS NEWS)
- ・鳥取県でも、県教育委員会のいじめの認知に関する調査において、ネットによる誹謗中傷として令和5年度に小中学校から50件の報告があった。

性被害／加害

- ・令和3年度鳥取県青少年育成意識調査において、下着姿や裸の自画撮り写真等を人から求められた経験が「ある」との回答が、中学2年で1.9% (8/416人)、高校2年で2.7% (11/413人) あり、県内でも被害経験のある生徒がいることが明らかになった。さらに、誰かに下着姿や裸の写真等の画像を求めたことがある経験の有無について、中学2年で0.7% (3/416人)、高校2年で1.2% (5/413人) が「ある」と回答した。

生成AI技術を利用したディープフェイクポルノ

- ・高校1年生のみほさん（仮名・15歳）。半年ほど前、突然、SNSのメッセージで1枚の画像が送られてきたといいます。みほさんが投稿していた動画を無断で加工したものとみられ、顔は確かに自分でしたが、首からは服を着ておらず裸でした。ぱっと見ただけでは、加工と気付かないほど精巧だったといいます。（中略）まちなかで聞くと、AIなどによる性的な画像加工は、若い人たちの間で珍しいものではなくなっているようです。（中略）SNSやネット上の盗撮画像などをパトロールしている団体によると、ここ数年、こうした性的な加工画像が無断で作られるケースが急増。一部のSNSコミュニティでは、一般人を対象に性的な加工画像が作られ、そのやりとりが行われているといいます。（R6. 12. 18NHK WEB特集）

薬物入手

- ・「令和5年における犯罪組織の情勢」（警察庁）によると、検挙事実となった大麻の入手先（譲渡人）を知った方法は、20歳未満で「インターネット経由」が45.5%と回答。利用したインターネットの種類について、96.3%がSNS（うちX(旧Twitter)が87.7%）であった。
- ・令和5年に大麻の所持又は栽培により鳥取県警に検挙された人は20人（過去最多）であり、うち10代と20代が8割（16人）を占めた。警察は「SNSにより大麻を入手しやすくなっている」ことが背景にあると分析（R6. 3. NHK）。

闇バイト等による犯罪への加担

- ・熊本県警は、知りあいだった県内の男子高校生に対し、「1週間くらい県外に出て上の指示どおりに動くだけで40万円もらえるよ」や、「お金を受け取ったり、お金を送金する仕事だよ」などとSNSでメッセージを送り、詐欺の「受け子」を募集したとして、熊本市に住むアルバイトの16歳の少年を職業安定法違反の疑いで逮捕した（R6. 11. 27NHK）。

長時間利用による心身への影響

- ・令和3年度鳥取県青少年育成意識調査結果によると、「インターネットの利用時間」（30分未満、30分～1時間、1～2時間、2～3時間、3～4時間、4時間以上から選択）が長いと回答した者には、自己肯定感の低い傾向や自死を考えた経験が多い傾向がうかがわれた。
 - * 「自己肯定感（あなたは、自分には良いところがあると思いますか）」
 - ⇒小学5年で利用時間が「3時間以上4時間未満」「4時間以上」、中学2年で「4時間以上」、高校2年で「4時間以上」の場合、「あなたは、自分には良いところがあると思いますか」に「ある」と回答した割合が相対的に低く、いずれも7割に満たなかった。
 - * 「自死を考えた経験（死にたいと思ったことがある）」
 - ⇒中学2年で利用時間が「3時間以上4時間未満」「4時間以上」、高校2年で「4時間以上」の場合、「死にたいと思ったことがある」に「ある」と回答した割合が相対的に多く、4割を超えた。

(3) 鳥取県青少年健全育成条例の改正の方向性について

- 青少年が SNS を通じて闇バイトや性犯罪に巻き込まれる事案が顕在化していること等を受け、昨年 11 月議会において、こうした問題に対する県の認識や対応案等について議論がなされた（資料 2）。
- 闇バイトや SNS を利用する上での被害から子どもたちを守るため、青少年の健全育成条例について、下記の方向性で改正を検討していく。

【条例改正の目的・方向性】

- ① 闇バイト、オンラインカジノ等犯罪への関与から守る
- ② SNS 利用による被害（誹謗中傷、いじめ、性被害）の防止
- ③ ディープフェイクポルノによる被害防止
- ④ 相談支援体制の整備、青少年および関係者への周知

【参考：過去の主な青少年健全育成条例の改正等】

	改正内容	社会情勢や社会問題など
2004	子どもたちがメディアとの正しい接し方を学ぶメディアスタート事業を実施	ネット接続可能な携帯電話の普及に伴う悪影響を懸念
2007	携帯電話事業者などに対するフィルタリング情報提供の努力義務を新設	ネット接続可能な携帯電話の普及に伴う悪影響が増大
2014	ペアレンタルコントロールを適切に行うよう保護者への努力義務を新設	ネット接続ゲームや SNS の普及による有害情報の流通が問題化
2018	携帯電話などの販売事業者に対し、青少年に端末を販売する際はフィルタリング設定することを原則化	「出会い系サイト」被害拡大を受け、青少年インターネット環境整備法が改正される
2020	青少年に対して自画撮り画像を含む児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止	SNS などを通じ青少年が自分の裸体などの自画撮りをメールなどで送信させられる被害の発生
2025		青少年が闇バイトに関する事案の被害者、加害者になる事案が続発